平成２６年（フ）第８１８０号
東京都港区元麻布３丁目３－２　アーデン元麻布Ⅰ－301
債務者　松山由香里（旧姓倉橋）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１８７号
東京都多摩市諏訪４丁目１－６－210
債務者　野村　文雄
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１８８号
東京都多摩市諏訪４丁目１－６－210
債務者　野村　眞弓
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１８９号
東京都杉並区堀ノ内３丁目21－18　レオパレス新高円寺第１－201
債務者　持田　裕子（旧姓中込）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１９０号
東京都豊島区長崎３丁目４－５－102
債務者　大原　好子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１９１号
東京都新宿区新宿７丁目４－６－211
債務者　水野　恭併
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１９２号
東京都葛飾区東新小岩７丁目27－４－302
債務者　國分　雪枝
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１９３号
東京都足立区宮城１丁目33－18
債務者　和田　秀夫
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１９４号
東京都新宿区西早稲田２丁目17－24－202
債務者　木下　敏行
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１９７号
東京都墨田区錦糸４丁目11－12－402　ＰＩＮＯ30
債務者　岡村奈央子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２０２号
東京都杉並区高円寺南４丁目14－16－207
債務者　山口　了照
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１２５号
東京都東村山市諏訪町３丁目８－４－103
債務者　大久保美穂
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１４２号
東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目１－14　第一白樺荘217
債務者　吉田　　潤
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１８１号
東京都国分寺市西町２丁目30－11－Ⅱ－303
債務者　中津　綾七
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１８２号
東京都日野市落川339　テラスハウス神田２
債務者　深沢　真一
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部